

保護者各位

さつま町立宮之城中学校  
校長 野添 誠

### さつま町立宮之城中学校における携帯電話の取扱いについて

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々御健勝にてお過ごしのことと存じます。また、日頃から本校の教育活動に御理解・御協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本校では、これまで、携帯電話は教育活動に直接必要ないものであることから、生徒による校内への持ち込みを原則禁止としてきましたが、令和2年7月、文部科学省から「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知があり「校内への持ち込みは原則禁止としながらも、一定の条件のもとで持ち込みを認める」ことができるようになりました。

この通知を受け、本校では、本校区の実情や多様な登下校の在り方、地震の多い地域、登下校における防犯対策などを鑑み、「学校への携帯電話の持ち込み」についての保護者アンケートを実施して、検討した結果、「携帯電話の持ち込みは、原則禁止」としながらも、災害発生時や犯罪に巻き込まれた(巻き込まれそうな)等の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の理解と協力が得られる場合に限り「一部解除」することとしました。

つきましては、上記の目的で登下校中に子どもに携帯電話を所持させたい場合は、ご家庭でお子さまと、裏面のガイドライン等を十分確認した上で、別紙「学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書」を作成し、担任に提出していただきますようお願いいたします。

なお、同意書を提出して許可されたら、下記の「携帯等持ち込み許可証」を発行しますので、その後に実行してください。

#### 記

- 「宮之城中学校における携帯電話の取扱いのガイドライン」…裏面  
※本校のHP(以下はアドレス)からもダウンロードすることができます。

<http://www2.satsuma-net.jp/miyanojochu/>

- 携帯等持ち込み許可証(例)

NO.
<b>携帯等持ち込み許可証</b>
____年 組 氏名
<b>【許可期間】</b> 令和〇年〇月〇日～令和〇年3月31日 上記の期間、携帯電話等の学校への持込を許可する。
さつま町立宮之城中学校 学校長 印

(裏面)

## 保護者の皆様へ

生徒に携帯電話を持たせる場合は、以下のガイドラインをお子さまと一緒に御家庭で確認、約束した上で、同意確認書を担任へ提出してください。

### 宮之城中学校における携帯電話の取扱いのガイドライン

#### 【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯及び緊急の連絡（下校時の手段等）に限定する。
- (2) 登校したら、持ち込んだ携帯電話は学校が保管し、下校する時に返却する。よって、校内では、携帯電話等を原則、使用することはない。
- (3) 生徒が携帯電話を学校に持ち込んでいるのに学校に預けなかったり、学校内で使用したりするなどルールに従わなかった場合は、学校が、生徒及び保護者へ携帯学校の持込みに対して制限（持込み停止のペナルティ）を課します。
- (4) ルールに従わなかった場合は、学校が生徒の携帯電話を一時預かり保護者へ直接返却します。
- (5) 登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等緊急の連絡以外は使わない。
- (6) 災害等緊急時以外は、保護者から生徒の携帯電話へは連絡しない。
- (7) スマホアプリ「あんしんメール」を必ずインストールする。

#### 【携帯電話の適切な使い方について】

- (1) 家庭での使用時間等については、家庭で話し合っ規則を決める。
  - (2) 自分や他人の画像・映像や個人情報を安易に誰かに送ったり、SNSに投稿したりしない。
  - (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の購入申込みをしない。
  - (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
  - (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
  - (6) SNSやメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外し等のいじめ行為はしない。
- ※ これら以外の使い方については、生徒と話し合っ規則をつくってください。

#### 【携帯電話の管理及び責任について】

- (1) 生徒に携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を生徒とともに確認し、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリ等についても、使用するかどうか、使用前に必ず生徒と確認する。
- (2) 生徒が使う携帯電話には必ず「フィルタリング」を設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に児童生徒の使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定するなどの工夫をする。パスワードは保護者が必ず把握しておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や警察等関係機関等に相談し、適切に対応する。
- (6) 登下校中の児童生徒に携帯電話を持たせる場合は、登下校中及び校内における携帯電話の破損・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とする。

(決裁)	校長	教頭	学年主任	生徒指導係	学級担任	備考

令和 年 月 日

宮之城中学校長 様

## 学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意確認書を提出します。また、同意確認書については、持込みの必要性について子どもと話し合った上で内容を更新し、年度ごとに提出します。

### 1 持込みが必要な理由(保護者が記入してください。)

携帯電話の持込みを求める理由について、具体的に記入してください。

### 2 同意確認事項

同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてにチェックボックスへチェック(✓)してください。全ての項目に同意できない場合は登下校中の携帯電話を所持することができません。

【子どもに携帯電話を所持させたい期間】 令和 年 月 日～ 令和 5年 3月 31日

同意確認事項		保護者	生徒
		✓	✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、緊急の連絡や災害時や犯罪に巻き込まれる等の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内では携帯電話の保管方法等について学校の指示に従うとともに、指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	携帯電話を学校に持ち込んでいるのに、学校に預けなかったり、学校内で使用したりするなどルールに従わなかった場合は、携帯学校の持込みに対して制限(持込み停止のペナルティ)など、学校の指導に従います。		
4	ルールに従わなかった場合は、学校が生徒の携帯電話を一時預かり、保護者へ直接返却します。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、保護者と一緒にルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に保護者と話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し不適切な使用や長時間の使用をしない工夫やパスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		

年 組 番  
生徒名

保護者同意		保護者
1	携帯電話の破損・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。	✓
2	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。	
3	上記の内容について、保護者の責任の下、すべて子どもと確認しました。	

保護者名 印